

## “デジタル化による新しいまちづくり” 推進事業 スマホ・タブレット購入などご家庭内のデジタルシフトを支援します

新型コロナウイルス禍で、行政からの情報発信や住民同士の新たなコミュニケーションの創出など“新しい生活スタイル”を構築、実践する取り組みを始めました。

今後、様々なサービスシステムの構築を図っていきますが、その取り組みの第1弾として、住民生活の「デジタルシフト」を支援するために、スマートフォン・タブレットなどの端末や周辺機器の購入、光回線などのインターネット環境の整備を支援する制度を創設しました。

【共通要件】以下の要件を満たし、購入、申請時点で町内に住所を有する方

- (1) 非営利かつ自ら使用する目的で端末・周辺機器を購入、光回線などに加入された方
- (2) 町税を滞納していない方
- (3) 今後、玖珠町の配信するコンテンツを活用いただける方

### ア：65歳以上の方（個人）

対象経費：スマートフォン・タブレット端末購入経費（事務手数料、付属品及び周辺機器は除く）

補助金額：上限 2万円まで

### イ：その他の方（世帯）

対象経費：① スマートフォンを除くデジタル端末購入経費（タブレット、AIスピーカー、ウェアラブルウォッチなど）

② 周辺機器の購入経費（Wi-Fiルーター、モデム、プリンター、webカメラ、キーボードなど）

※端末の保護（ケースなど）のための機器は除く

③ 光回線等インターネット加入初期費用（工事費）

※事務手数料、契約料などは除く

補助金額：上限 1万円まで 補助率：①②は 1/2、③は定額



※事業費が無くなり次第終了となります。

※ポイント利用分、送料など購入に関連する経費は補助対象外となります。

#### ○ 補助金活用の流れ

① 携帯ショップなどで、スマートフォンやタブレットなどを購入する（※事前購入）

② 申請書、必要書類（領収書など、写真、本人確認書類、税完納証明、振込口座の写しなど）を役場へ提出

③ 指定口座に補助金が振り込まれる

※周辺機器購入も同様（事前購入のうえ、申請を行ってください）

#### 【申請書類・添付書類】

① 申請書兼実績報告書兼請求書

② 町内に住所を有することを確認できる書類（運転免許証、健康保険証など）

※65歳以上の方は年齢が分かるもの

③ 誓約書

④ 対象経費を支出したことが確認できる書類（領収書または明細書の写し、写真）

※写真を撮影、もしくは申請時に持参ください。

⑤ 町税完納証明書（イの申請の場合は、世帯全員分の完納証明（様式第2号））

⑥ 振込口座の通帳の写し（支店名・口座番号・名義人などが確認できる箇所）

※申請書などは玖珠町ホームページからダウンロード、もしくは玖珠町役場・各自治会館に準備しています。

